

文科省が、公立学校共済組合の理事や運営審議会委員の選任にあたり、日教組や全日教連からの推薦者のみを偏向して選任している問題で、公正な任命を求めて全教が東京地裁に提訴した裁判は、提訴以来9回の口頭弁論が行われてきました。

主張

新聞全教

解説

文科省と共済組合側は、

2006年12月7日付で新しい任命行為が行われたので、任命行為に基づく法的効果は消滅した。本件取消しの訴えについては、訴えの利益が失われた」として、

面を迎えています。

この証人調べでは、はじめるに、理事や運営審議会委員の選任の実務を担当してきた文科省初中等教育局財務課担当者、公立学校共済組合総務課長に対する尋

ねます。

原告や弁護士は、文部科学省や公立学校共済組合の担当者に対する尋問で、これまでの任命行為の違法性を明らかにする考えです。全教の東森書記長は、特

あつてはならない特定団体の独占実態を正す

裁判所に却下を求めました。しかし、昨年6月に全

問が行われます。

教側が証人申請 裁判所は

その後、全教東森書記長、日教組中村書記長、国公労

それを認め、その後3回の

連元役員の小田川氏、青森

進行協議が行われました。

県教組一戸氏、原告の新堰

6月6日に証人調べが行わ

副委員長と杉浦執行委員の

れることとなり、重要な局

計6人に対する尋問が行わ

定団体の役員独占は公立学

校共済組合という公共団体

にとつてあつてはならない

と、特定団体の独占の実態

や推薦・任命の実態を明ら

かにした陳述書を2月に裁

判所に提出しており、この

証人調べでも、共済組合の運営が組合員全体に公正になされるべきものである」と主張する考えです。全教より構成員数が少数である全日教連代表の運営審議委員を選任しつづける一方、全教の代表を運営審議委員から排除することは、すべての教職員の声、要望を踏まえて運営されるべき公立学校共済の公正で民主的な運営に反するものであり、絶対に許されません。

裁判勝利にむけて、傍聴

活動と合わせて、東京地裁

あて署名を全国で積極的に

すすめることが引き続き求

められています。

(生権局担当 高橋信一)